

専門学校に4年制学科を設置

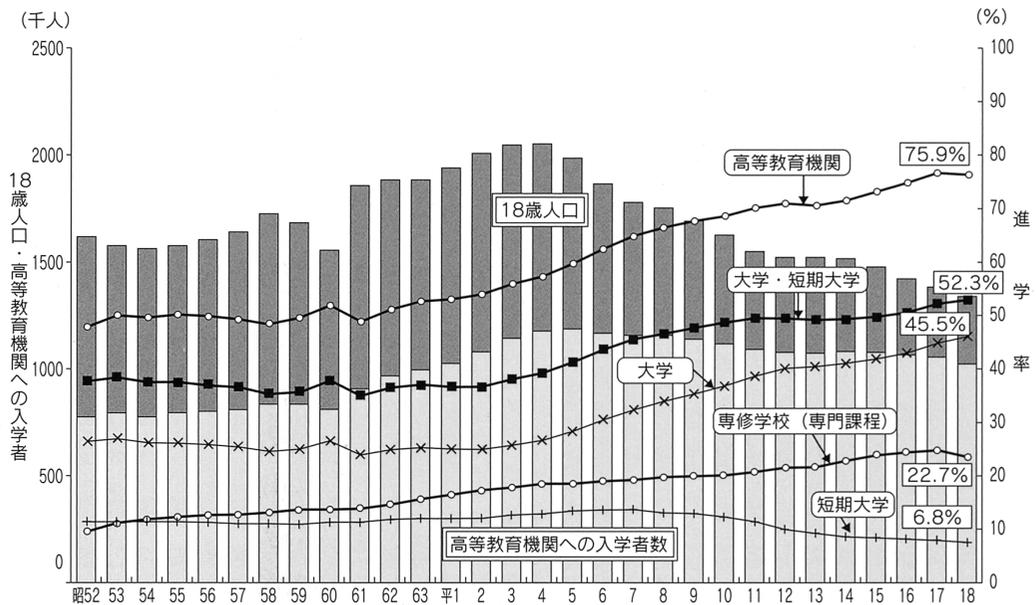
中央工学校歴史館長 原田 静男
(元東京都立練馬工業高等学校長)

1. はじめに

学校教育法の一部が改正され、専修学校法が成立したのは昭和50年7月のことであった。翌年1月専修学校制度が施行され、以来高等学校からの進学者は右肩上がりに増加した。その変

化を図1に示す。修業年限も1年、2年から3年に伸び、平成7年(1995)には文部科学大臣が認めた2年制以上の専門学校の卒業生に「専門士」の称号が授与されるようになった。さらに平成18年(2006)大学院入学が付与される4年制にまで発展してきた生涯学習時代の**専門学校のあゆみと現況**を報告させていただく。

図1 高等教育機関への入学状況の推移



(注) 18歳人口とは3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数をいう

2. 専修学校制度の創設

今日までの工業高等学校等の専門高校の飛躍的な発展の礎は、学校教育法の制定と昭和26年に公布された産業教育振興法にあるといわれている。これに対比されるのが、それまでの各種学校の実態を改善する目的で学校教育法の一部を改正するという形で創設された「**専修学校制度**」である。学校教育法には、専修学校について「**職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、また教養の向上を図ることを目的とする学校**」と明記され、入学資格を高校卒業以上とする**専門課程**、中学校卒業以上とする**高等課程**、入学資格を問わない**一般課程**が設けられた。専門課程を設置する学校は**専門学校**という。

専修学校は、学科の属する次の8分野に分けられる。

- | | | | |
|----------|--------|-----|-----|
| ①工業 | ②農業 | ③医療 | ④衛生 |
| ⑤教育・社会福祉 | ⑥商業実務 | | |
| ⑦服飾・家政 | ⑧文化・教養 | | |

専修学校は、学校教育法第1条(学校の範囲)「学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。」に規定されていない学校で、**第82条に規定された学校**である。

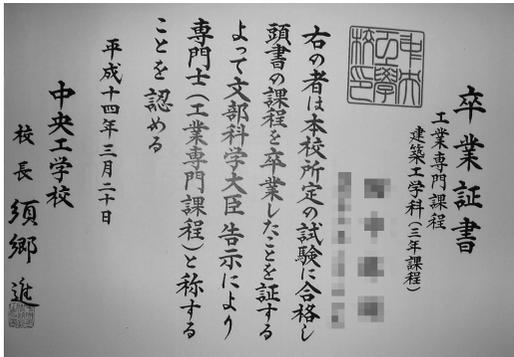
専修学校制度の発足に沿って、昭和51年1月「専修学校設置基準」が公布された。総則・組織編制・教科等・教員・施設および設備等からなるが、高等学校に比べると緩和されている。しかし、地方自治体から設備充実のための補助金はほとんどないのが現状である。地方公共団体によって取り組み方が異なる。設置校数は、平成18年度3,441校、生徒数75万人である。専修学校制度が発足してからの10年は、専修学校

に対して法的に中等教育・高等教育に関する教育機関としての位置付けが確定した時代である。時代を追って挙げると、昭和52年人事院規則改正により、専門学校2年制卒業生に対する公務員の初任給に関する基準が、短期大学と同等など明確になった。昭和54年には、文部省に専修学校専門官、昭和58年には企画官が新設されるなど、高校卒業生の10%が専門学校に進学している状況に、国として積極的に学校教育法の1条校に対比した施策を展開し始めた。この間の主な事項として、専修学校等議員懇談会の発足(昭和53年)、日本育英会奨学事業の開始(昭和55年)、総ての専修学校に無料職業紹介事業許可(昭和55年)、文部省専門学校大型教育装置設備補助事業開始(昭和58年)全専各連会長が臨時教育審議会で意見陳述(昭和60年)、人事院による専修学校卒業生に外務省専門職員、航空保安大学校生の受験資格付与(昭和61年)である。専修学校に短期大学、高等学校と同等の公的職業資格取得の受験資格が認められるようになった。

3. 専修学校の内容充実と専門士称号付与

中曽根内閣が発足させた臨時教育審議会(臨教審、昭和59年～昭和62年)で打ち出された「生涯学習体系への移行」という教育再編成の方向から3年制の高等課程が後期中等教育機関として明確に位置付けられ大学入学資格が与えられた。高等学校卒業生の専門学校への進学率が12%台に達し、短期大学のそれを上回り(昭和63年)、生涯学習フェスティバルが開催され(平成元年)、生涯学習振興法が成立した(平成2年)。高等専修学校での学習を、高等学校での学習の単位として認定できるようになった(平成5年)。

平成6年6月、文部省は一定の要件を満たす専門学校を卒業した者には「**専門士**」の称号を

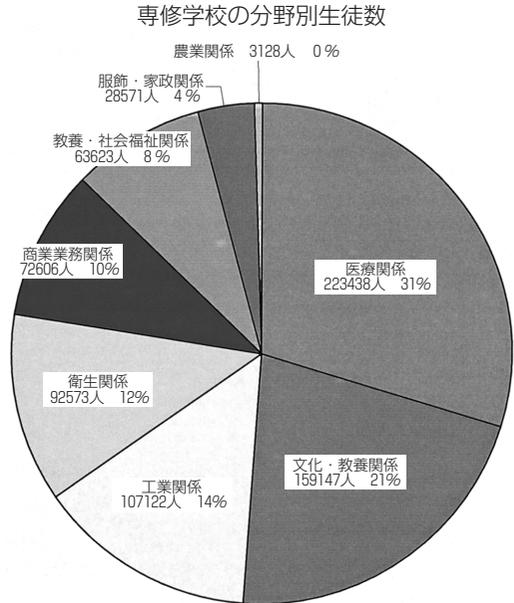


付与するという、新たな制度を創設した。
その要件とは次のようである。

- ① 修業年限が2年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が1700時間であること。
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

平成6年3月には約23万人の若人が「専門士」として全国各地の専門学校を卒業した。専門士の称号は、生涯学習社会における学習の成果を、適切に評価する新しい制度として社会から注目されるようになった。

翌平成7年7月に開催された専修学校制度創設20周年記念式典で、全国各種学校専修学校総連合会の大森 厚会長（中央工学校理事長）は、加盟3400校を代表して「従来の学校主体の教育だけではなく、これからの生涯学習社会の構築に向けて、専修学校が大きな力を発揮していかなければならない」と挨拶した。教育内容の一層の充実をめぐる学校が出てきた。企業から経験豊かな技術者が出講し、在學生に具体的なレベルの高い役に立つ技術を教えるようになった。



4. 大学編入から大学院へ

平成10年6月、学校教育法の一部が改正され、専門学校（専修学校専門課程）から大学への編入が認められるようになった。これは、生涯学習社会の大きな波の中で、高等学校卒業後の進路選択肢が増え、大学・短大という路線のほかに専門学校への進学率の向上によるものである。各学校とも大学との連携が進み、編入生徒は平成17年度は2600名に達し、増加傾向にある。

さらに、教室の場所を選ばず、どこでも学べる遠隔教育の範囲を広げることとして設置基準が5年ぶりに改正された（平成11年）。労働省から専修学校へ雇用創出のための委託訓練の要請（平成11年）、文部科学省の委嘱による「専修学校ITフロンティア教育推進事業」が開始され、国家戦略としての「e-japan戦略」が決定された。専修学校では、eコマースなどIT技能を生かした起業を助成するための事業を開始（平成13年）、専修学校に寄せる社会の期待は大きく、高度化した。このような状況下で、文部

省による「専修学校に関する実態調査」の発表（平成11年）を受け、社会的な評価を高め、教育水準の向上を図るために専修学校設備基準の一部を改正し、自己点検・評価等を導入し、その公表を促した。（平成14年）。

さらに文部科学省に「今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議」が設置され（平成16年）、これらを元に専修学校の実態から「大学院入学資格付与ならびに高度専門士の称号付与」が実現に向かった。

5. 4年制学科の設置

平成17年1月の中央教育審議会の答申『わが国の高等教育の将来像』で、「誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の基準を満たすと認められた専門学校¹の修了者に対して**大学院入学資格を付与**することが適当である」と述べている。この提言を受けて学校教育法施行規則の一部を改正し、一定の基準について、次のように要件が掲げられた。

- ① 修業年限が4年であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時間数が3,400時間以上であること。
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

以上の基準を満たした専門学校の卒業生には、大学院入学資格が認められた。これにより4年制の専門学校は、高等教育機関に位置づけられたことになる。

「高度専門士」の称号付与の基準は、大学院入学資格と同じで、大臣告知「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号付与に関する規程」に示されている。

新しい高等教育システムによる4年制学科を設置し高度専門士の称号付与が認められた専門学校は、平成18年6月30日現在全国で149校227学科である（平成17年12月9日告示で、119校192学科）。一部の専門学校を除いて、4年制は発足後日が浅い。今後、社会から認められ、生涯学習教育の学びの場として、専門学校が入学者の期待に応えるためには、指導陣の確保・設備の充実・教育システムの改善をはかり、進路先の大学院との連携を密にする必要がある。専門学校から大学院へ進学した人が専門分野で伸びるためには、専門学校における基礎教育の充実が求められる。

昨年未改正された教育基本法には「教育の目標」として「職業」という記載が織り込まれ「生涯学習の理念」がきちんと謳われている。

本年度は、大学院に通ずる高等教育が大学と専修学校の二つに分れ、それぞれの性格を明らかにし、それぞれの教育の役割を果たして行く画期的な年に入って行くことになろう。すでに既設の大学院の関係者から「連携をはかりたい」という声が届いている。